

岡山大学自己評価規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第22号

改正 平成17年 2月24日規則第 2号
平成19年 3月30日規則第16号
平成19年11月29日規則第28号
平成20年 3月27日規則第17号
平成20年 4月24日規則第27号
平成21年 3月27日規則第 9号
平成22年 3月31日規則第 9号
平成28年 3月29日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）第11条及び第54条の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己評価」という。）の実施に関し、基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「部局」とは、各学部、大学院各研究科、各研究所、岡山大学病院、全学センター、附属図書館及び各機構をいう。

2 この規則において、「部局長」とは、前項に定める各部局長の長をいう。

(実施組織及び任務)

第3条 自己評価の企画・立案及び実施に関する総合的な任務は、学長が担うものとする。

2 学長は、評価センターのセンター長（以下「評価センター長」という。）にその任務を代行させる。

3 部局に係る自己評価は、部局長が、評価センター長の要請に基づき、又は当該部局の判断により行うものとする。

4 評価センター長は、自己評価に必要な資料・データの収集・保管・分析等及び自己評価、本学の職員以外の者による検証（以下「第三者評価」という。）等の評価全般についての調査・研究を行うとともに、職務を遂行するため、必要な措置を講ずるものとする。

(基本原則)

第4条 本学が行う自己評価の基本原則は、次の各号のとおりとする。

- 一 中期目標・計画の達成度等を評価するものであること。
- 二 教育研究活動等の質を保証する評価であること。
- 三 教育研究活動等の活性化を図るための評価であること。
- 四 社会に対し、教育研究活動等の状況を説明できる評価であること。
- 五 教育研究活動等の実態に即した評価であること。
- 六 職員個人の意識改革を促す評価であること。
- 七 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第9条に基づく国立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価方法及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づく認証評価機関による評価の方法等を考慮した効率的な評価であること。

(基本項目及び対象)

第5条 本学が行う自己評価の基本項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教育活動
- 二 研究活動
- 三 社会貢献
- 四 管理・運営

2 自己評価の対象は、「全学」、「部局（分野）」及び「個人」とする。

3 自己評価の実施に際し、基本項目及び対象並びに自己評価項目の決定は、全学的課題については、評価センター長が行い、部局の判断により行う自己評価については、部局長が行うものとする。

（報告書の公表及び報告）

第6条 評価センター長又は部局長は、自己評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、公表するものとする。

2 前項の公表先は、実施組織において決定するものとする。

3 自己評価の結果は、学長に報告するものとする。

（第三者による検証）

第7条 自己評価の結果については、第三者評価を受けることを原則とする。

（自己評価結果等への対応）

第8条 学長及び部局長は、自己評価の結果及び第三者評価の結果により、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。